

こ 支 虐 第 202 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児童相談所設置市市長} \end{array} \right)$ 殿

こども家庭庁支援局長

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号）において具体的に示しているところである。

今般、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正したので、改正の内容についてご了解いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。